

「原則逆送」は何をもたらしたのか：鑑別判定の数量的変化からみた少年司法運営の検証

武内，謙治
九州大学大学院法学研究院：准教授

<https://doi.org/10.15017/16837>

出版情報：法政研究. 76 (4), pp.1-41, 2010-03-05. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



「原則逆送」は何をもたらしたのか ——鑑別判定の数量的変化からみた少年司法運営の検証——

武 内 謙 治

- 1 問題の所在
 - (1) はじめに
 - (2) 先行研究の概観
 - (3) 本研究の目的と方法
- 2 結果
 - (1) 鑑別判定と審判決定の数量的関係
 - (2) 鑑別判定の変化
- 3 まとめと考察
 - (1) まとめ
 - (2) 考察
- 4 むすびにかえて

1 問題の所在

(1) はじめに

1 少年法の2000年改正から、10年近くが経過した。この改正は、2007年、2008年に行われた少年法司法制度改革の先駆けになっただけでなく、2000年代における大規模かつ根源的な刑事司法改革に先鞭をつけたといえる。⁽¹⁾

どのようなものであれ、政策の合理性を担保するには、その検証が不可欠となる

⁽¹⁾ 2000年代の刑事立法の歴史的位層については、内田 2008を参照。

ことに異論はないであろう。⁽²⁾ 殊に、大規模な法制度改革が行われた後には、法改正の目的が達成されえたのか、という点に関してはもちろんのこと、法改正時には想定していなかった効果が生じていないか、ということについても検証が不可欠である。制度改革が大規模なものであればあるほど、その必要性は高まる。

2 少年法の2000年改正、なかでもその象徴的存在ともいえるいわゆる「原則逆送」規定(20条2項)の創設が家庭裁判所による処遇選択に大きな影響を与えていることは、すでに統計上も明らかとなっている。最高裁判所によれば、2001年4月1日から2006年3月31日までの5年間で、「原則逆送」規定に基づいて検察官送致決定を受けたのは、216人、対象人員のうち62%(n=349)であり、殺人では44件、対象人員中54.1%(n=77)、傷害致死では108件、対象人員中58.5%(n=109)となっている。⁽³⁾ 2000年改正前10年間の検察官送致率の平均は、殺人(未遂を含む)が24.8%、傷害致死が9.1%、強盗致死が41.5%であるから、「原則逆送」規定の創設がもたらした影響は、少なくとも家庭裁判所の判断についていえば、著しいものがあつたといえそうである。

それでは、この「原則逆送」規定の創設が影響をもたらししたのは、家庭裁判所による終局的な司法判断に対してだけなのであろうか。本稿の出発点は、この疑問にある。

(2) 先行研究の概観

1 少年法の2000年改正により創設された「原則逆送」が少年司法運営に及ぼした影響を検証した重要な先行研究として、斉藤 2006、長岡ほか 2006、相野ほか 2005がある。

2 斉藤による研究は、最高裁判所による「改正少年法の運用状況」と「法曹時報」誌掲載の「検察事務の概況」を用いて、家庭裁判所の処遇決定と検察官の処遇意見の数量的な変化を検証している。分析の対象期間は1995年から2004年まで、対象となる非行類型は殺人、強盗、強制わいせつ・強姦である。検察官の処遇意見の

⁽²⁾ 特に、エビデンス・ベースト・ポリシーの観点からは、政策の運用の検証も重要となる。この観点から少年法の2000年改正の経緯と制定直後の運用を検討するものとして、鮎川 2005を参照。

⁽³⁾ 最高裁判所事務総局家庭局 2006: 101。

変化については、「検察事務の概況」に掲載された数値の絶対数の増減に着目する方法がとられている。

この研究における斉藤の結論は次のようなものである。①検察官の処遇意見は、殺人と強盗において2001年に刑事処分相当の処遇意見がピークになっているが、増加傾向はそれ以前から続いており、2002年以降に重罰化の処遇意見が顕著な増加傾向を示しているわけではない、②家庭裁判所の処分決定は検察官の処遇意見とは別の動きを示しており、殺人については、2003年が、強盗は2001年が最大となっている。強制わいせつ・強姦は2004年が最大となっているが、2003年を例外として2001年とさほど大きな差異はない、③「原則逆送」事例においては逆送率が顕著な増加を示しているものの、それ以外の重大犯罪に当たる犯罪の処分決定にまで、重罰化の傾向が及んでいるわけではない。

3 長岡ほかによる研究は、質的な側面に着目したものであり、「原則逆送」対象事件の全件を対象として、「決定書等」を用いて、処遇に影響を及ぼしていると思われる因子を抽出して分析、点数化を試みている。検察官送致となった事件群と保護処分となった事件群の分水嶺、境界域を割り出し、個々の原則逆送対象事件の処分の適否、運用状況全体の適否を探るという目的から、数量化理論Ⅱ類の手法による要因分析が行われている。具体的には、①動機・犯意等、②態様・少年の役割等、③結果、④被害者側の事情、⑤犯行後の情況、⑥被害感情等、⑦少年の資質・性格等、⑧少年の行状・環境等の要因分析を、殺人、傷害致死、強盗致死、保護責任者遺棄致死事件について行い、それぞれの処遇因子ごとに+3点から-2点の幅で点数をつけて点数化する手法がとられている⁽⁴⁾。

この研究では、①危険運転致死事件を除く事例では、検察官送致となった事例全体(116件)の平均値は+11.4点で、保護処分が選択された事例全体(100件)の平均値は+6.5点であること、②おおむね+8点から+10点の間に検察官送致事例と保護処分事例の分水嶺(「境界得点圏」)が存在しており、+5点以下については保護処分事例しかなく、+13点以上は検察官送致事例しかないこと、が明らかにされている。

⁽⁴⁾ この研究では、危険運転致死事件に関しては別途処遇因子を定めて検討が行われている。

ここから、長岡ほかは、「原則逆送」事件についての家裁における判断運用は「全体的にほぼ適正なものであるといい得る」と評価している。「境界得点圏」と比較した場合に、ずれが生じているものは216件のうち15件あるが、境界得点圏を下回って低いのに検察官送致となったのが6件、境界得点圏を超えて高いのに保護処分となったのが9件あるにすぎず、この15件についてみても、個別に事例検討すれば、得点と処分結果に齟齬があるとまで言い難いものもあるなど、点数に直に反映するとは限らない個別事例の特性というものも含まれている、というのがその理由とされている⁽⁵⁾。

4 相野ほかは、2000年改正後3年が経過した時点において、その施行が収容鑑別に及ぼした影響を探っている。宮崎少年鑑別所の統計データのほか、矯正統計年報、司法統計年報、最高裁判所ホームページ等の統計データから、①入所事由別新収容人員（構成比）の推移、②観護措置率の推移、③検察官送致判定率、少年院送致判定率の推移、④検察官送致率、少年院送致率の推移、⑤原則逆送事件における検察官送致判定率、少年院送致判定率の推移、⑥原則逆送事件における検察官送致率、少年院送致率の推移、に関して宮崎少年鑑別所と全国の動向の分析が行われている。

この研究において相野ほかは、③④の分析から、全国データの検察官送致判定率と検察官送致率が増加している一方で、少年院送致判定率と少年院送致率が減少していることを指摘し、「少年法改正の方向とされる『厳罰化』に沿う形で数値が変化しており、少年法改正は、鑑別判定や審判決定に一定の影響を与えたことがうかがえる」（相野ほか 2005：141-42）と述べている。また、⑤⑥についての分析から、「原則逆送制度の確立により、原則どおりに検察官送致の鑑別判定または審判決定を行うケースが増えたことが明らか」（相野ほか 2005：142-43）であると結論づけている。

⁽⁵⁾ この研究の方法論上の問題を指摘するものとして、葛野ほか 2006 [正木祐史]：334-347。

(3) 本研究の目的と方法

(a) 本研究の目的

1 司法警察職員及び検察官は事件を家庭裁判所に送致するにあたって処遇意見をつけることができ(少年審判規則8条3項)、家庭裁判所調査官は社会調査の結果を書面で家庭裁判所に報告する際、処遇意見を述べなければならない(同13条2項及び3項)。さらに、家庭裁判所は少年の心身の状況についてなるべく少年鑑別所に科学的な方法で検査させなければならないものとされており(同11条3項)、少年鑑別所からは鑑別結果通知書が家庭裁判所に提出される。家庭裁判所は、これらの処遇意見をもとに審判において処分決定を行う。こうした構造を前提とすれば、すでに斉藤のアプローチや相野ほかの研究が示唆しているように、家庭裁判所の審判決定の変化は、法改正を受けて単独で生じているのではなく、関係諸機関の処遇意見の変化を受ける形で、あるいは少なくともそれと同時に、生じている可能性が高い。仮にそうであるとすれば——分析対象とされた「決定書等」の具体的内容は明らかではないが——長岡ほか、家庭裁判所の「原則逆送」規定の運用に対して示した「全体的にほぼ適正なものであるといい得る」との評価にも、留保が必要になる。この点について、これまでは十分に注意が払われておらず、検証も十全であったとはいいがたい。

2 本稿は、こうした研究状況にかんがみ、少年鑑別所による鑑別判定に2000年改正の「原則逆送」規定がどのような影響を与えたのか、数量的な側面からの検証を試みるものである。

具体的な検討課題は、次の通りである。①非行名別の鑑別判定は、数量的にみて家庭裁判所の審判決定とどのような関係にあるのか。その関係性に2000年改正の影響はみられるか。また、「原則逆送」対象事件には、その他の非行類型と比較して、何らかの特徴が認められるか、②鑑別判定と審判決定の各段階で選択されている処遇はどの程度一致しているのか。その関係性に2000年改正の影響はみられるか、③非行名別に処分の数と割合をみた場合、少年鑑別所の鑑別判定に2000年改正の影響はみられるか。また、「原則逆送」対象事件には、その他の非行類型との比較において何らかの特徴が認められるか。

(b) 本研究の分析対象と分析方法

1 本稿の分析対象は、少年鑑別所の鑑別判定である。鑑別判定は、医学、精神医学、心理学、教育学、社会学等の知識及び技術に基いて行われる鑑別面接、心理検査、行動観察などを受け、少年鑑別所長が主催する判定会議を経て行われる。⁽⁶⁾「保護不要」、「在宅保護」、「収容保護」、「保護不適」、「保留」の区分による判定は、「問題点とその分析」、「処遇指針」、「社会的予後」に言及された「総合所見」とともに鑑別結果通知書に記載され、その鑑別結果通知書が家庭裁判所に送付される。司法警察職員や家庭裁判所調査官の処遇意見も、当然のことながら、実際上家庭裁判所の処分決定にとって重要な役割を果たしていると推測されるが、その分析や検証は、現在、少なくとも当該機関の外部にある者には不可能である。⁽⁷⁾少年鑑別所の鑑別判定や検察官の処遇意見も、質的な分析については同様であるが、公的統計を用いた数量的な分析は限定的に可能である。この理由から、本稿は、少年鑑別所の鑑別判定の数量的な変化を分析対象とする。

2 本稿がそのために用いるのは、法務省が編纂している各年次の『矯正統計年報Ⅱ』に、少年鑑別所における「新収容者の非行名別鑑別判定及び医療措置」、「新収容者の非行名別審判決定等」、「新収容者の審判決定等別鑑別判定及び医療措置」として掲載された、1987年（昭和57年）から2007年（平成19年）までのデータである。データの統一性をもった把握が可能になるのが1987年からであることがその理由である。

これらのデータを用いて分析を行う非行類型は、総数、窃盗、虞犯、強盗、強盗致死傷、放火、強姦・同致死傷、殺人、傷害致死である。窃盗、虞犯、強盗、放火は「原則逆送」の対象ではないが、非行名別の変化の特性をみるために検討の対象に含めた。特に、強盗と放火は警察統計上「凶悪犯罪」に含められており、「原則逆送」対象の非行類型と比較する必要性が高いと考えられる。強盗致死傷と強姦・同致死傷のうち「原則逆送」になるのは強盗致死と強姦致死であるが、これらのみを『矯正統計年報Ⅱ』上腑分けすることはできない。しかし、強盗致死傷は被害者に

⁽⁶⁾ 鑑別の方法や順序などについては、「収容鑑別の基準について」（平成3年4月1日矯医773矯正局長通達）を参照。鑑別判定の方法や位置づけについては、石毛 2004を参照。

⁽⁷⁾ 山崎 2002などにより、「原則逆送」事件における社会調査実務の変容が推測できるだけに、その実証的な検証の必要性は本来は極めて高い。

死傷結果のある「凶悪犯罪」の類型として、強姦・同致死傷は性非行の類型として分析することに意味もあると考えられることから、これらも分析対象に含めた。他方、強盗強姦・同致死と危険運転致死傷のうち強盗強姦致死と危険運転致死も「原則逆送」の対象となりうるが、これらは本稿における分析には含めなかった。強盗強姦致死傷については強盗強姦致死が2001年（平成12年）から『司法統計年報』に記録されているが今日までゼロが続いていることから、鑑別段階においても同様であることが推測されること、危険運転致死傷については2001年の刑法改正で新設されたことから長期的な変化の検証が困難であることがその理由である。

また、本稿では、「法曹時報」誌に「検察事務の概況」として掲載される各年次の「少年事件罪名別検察官処遇意見及び家庭裁判所の処理状況（総数）」も、補足的に分析対象とすることにした。上記『矯正統計年報Ⅱ』中の「新収容者の非行名別鑑別判定及び医療措置」と「新収容者の非行名別審判決定等」で示される「鑑別判定」と「審判決定」、「検察事務の概況」中の「少年事件罪名別検察官処遇意見及び家庭裁判所の処理状況（総数）」にある「検察官の処遇意見」と「家裁の処分」は、各々「総数」を同じくしている。総数、窃盗、強盗、放火、殺人は、双方のデータに含(8)まれているので、一応の比較は可能となっている。

2 結果

(1) 鑑別判定と審判決定の数量的関係

(a) 非行名別にみた関係

1 鑑別判定と審判決定の数量的な関係は、非行名別にみた場合にどのようなになっているか。また、その関係に2000年改正の影響はみられるか。ここでは、『矯正統計年報Ⅱ』上の「新収容者の非行名別審判決定等」で非行名別に示された数を1とした場合における「新収容者の非行名別鑑別判定及び医療措置」中の鑑別判定数の値を求め、その推移をみている。また、窃盗、強盗、殺人、放火について、「検察

⁽⁸⁾ もっとも、「検察事務の概況」中の「少年事件罪名別検察官処遇意見及び家庭裁判所の処理状況（総数）」は刑事関係報告規程に基づき作成されたものであり、『矯正統計年報Ⅱ』と非行名・罪名を同じくしていても内実が異なることがありうる。本稿の結果についても、その点の留保が必要である。

事務の概況」に基づき、同様に審判決定を1とした場合の検察官処遇意見の値の推移をみる。

なお、本稿における鑑別判定と審判決定の数量的な関係は、「新収容者の非行名別鑑別判定及び医療措置」中の「在宅保護 保護観察」と「新収容者の非行名別審判決定等」中の「保護観察」、「収容保護 初等」・「収容保護 中等」・「収容保護 特別」・「収容保護 医療」の総数と「少年院送致」、「保護不適 検察官送致」と「検察官送致」との間の関係で把握し、以下では各々を単に「保護観察」、「少年院」、「検察官送致」と表記することにする。また、総数、窃盗、強盗、放火、殺人について比較のために示す「検察事務の概況」上の「検察官の処遇意見」と「家裁の処分」の数量的な関係は、「少年事件罪名別検察官処遇意見及び家庭裁判所の処理状況（総数）」に示された「刑事処分相当」と「検察官送致（少年法20条）」、「少年院送致相当」と「少年院送致」、「保護観察相当」と「保護観察」の間の関係で把握し、これについても以下では単に「保護観察」、「少年院」、「検察官送致」と表記することにする。

2 総数で保護観察・少年院・検察官送致をみると、各々0.8から1.2、1.6から1.8、0.4から0.8の幅で推移している（図1）。鑑別判定は、保護観察では審判決定の数とほぼ重なり、少年院送致ではそれを上回り、検察官送致では下回る動きで安定している。検察官処遇意見の保護観察は0.7から1.1、少年院は1.8から2.2、検察官送致

図1：鑑別判定と審判決定（総数）

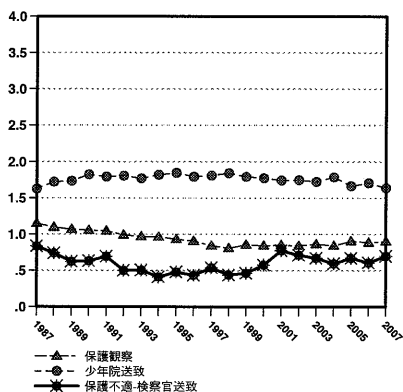
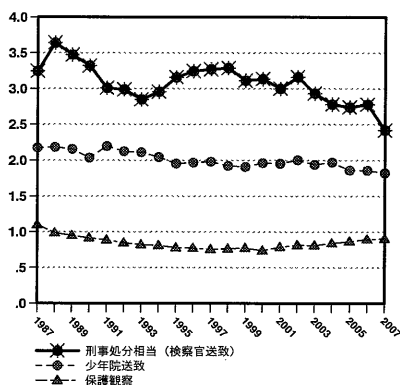


図2：検察官処遇意見と審判決定（総数）



は2.4から3.6の幅で推移しており、少年院と検察官送致は鑑別判定の値を大きく上回っている（図2）。

窃盗も保護観察が0.8から1.1、少年院が1.5から1.9、検察官送致が0.2から0.8の幅で変動しており、鑑別判定は総数と同様の変化をしている（図3）。検察官処遇意見では保護観察が1.0から1.7、少年院が1.8から2.2、検察官送致が1.1から4.0で変化しているから、鑑別判定はそれよりも1に近くなおかつ安定的な推移をみせているといえる（図4）。

虞犯については、保護観察が1.0から1.5、少年院が1.6から2.0の幅で推移している。前者が1.5から1.0に近づく形で、少年院送致が2.0近くで推移しているのが特徴であるが、長期的にはいずれも安定した動きであるといえる（図5）。

「凶悪犯罪」の範疇に入れられる強盗では、保護観察が0.7から1.1、少年院が1.3から1.9、検察官送致が0から1の幅で変化している（図6）。保護観察と少年院が1992年以降安定的に推移しているのに対して、検察官送致の変化の幅は大きく、なおかつ不安定であるが、2003年から2007年までは0.6、0.4、0.6、0.7、0.6と安定してきている。検察官処遇意見において、保護観察は0.2から0.9の幅で長期的には減少傾向、少年院は1.2から2.5の幅ではあるが1996年以降は減少傾向にある。ここでも検察官送致は2.1から5.1の幅で不安定に増減を繰り返しているが、窃盗の場合と

図3：鑑別判定と審判決定（窃盗）

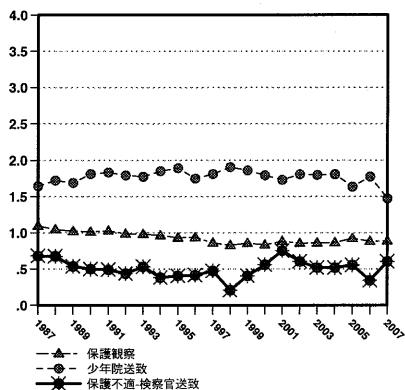


図4：検察官処遇意見と審判決定（窃盗）

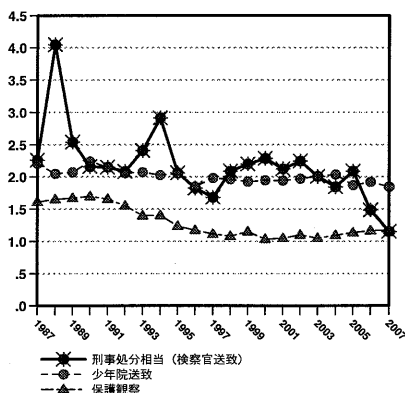


図 5：鑑別判定と審判決定（真犯）

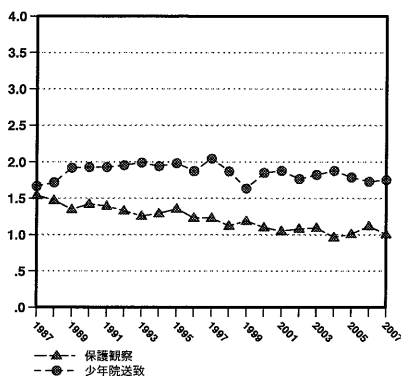


図 6：鑑別判定と審判決定（強盗）

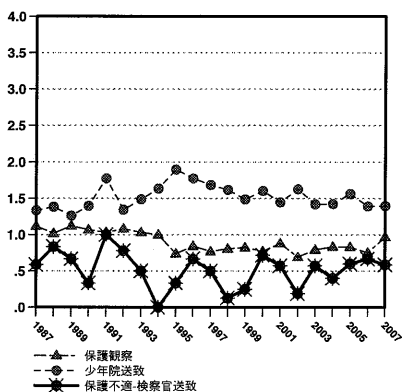
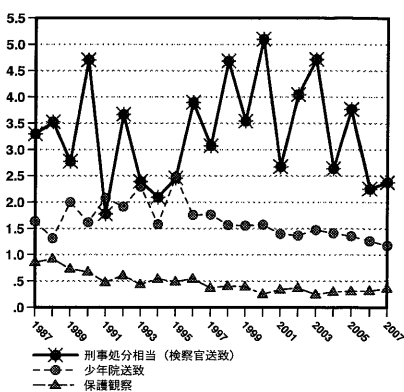


図 7：検察官処遇意見と審判決定（強盗）



同様に、鑑別判定とは逆に 1 を大きく上回る形で推移している（図 7）。

強盗致死傷の変動も強盗とほぼ同様である。保護観察は 0.7 から 1.2、少年院は 1.3 から 1.8、検察官送致が 0.3 から 1.2 の幅で変動しているが、いずれにおいても 2000 年以降はむしろ変動の幅が狭くなり（保護観察が 0.7 から 0.9、少年院が 1.3 から 1.4、検察官送致が 0.5 から 0.9）、安定した動きになっている（図 8）。

強姦・同致死傷では、保護観察が 0.5 から 1.3、少年院が 1.0 から 1.5、1996 年以降

は1.0から1.2、検察官送致が0.4から1.2の間で推移している(図9)。少年院が長期的に安定しているのに対して、保護観察と検察官送致は、2001年あたりからやや不安定な動きになっている。

以上の非行類型に比べると、放火、殺人、傷害致死における変化は不安定である。放火では、保護観察が0.4から3.0まで、1993年以降は基本的には1を下回る形で、少年院が1.0から1.9、検察官送致が0から1.0の幅で推移している(図10)。検察官

図8：鑑別判定と審判決定（強盗致死傷） 図9：鑑別判定と審判決定（強姦・同致死傷）

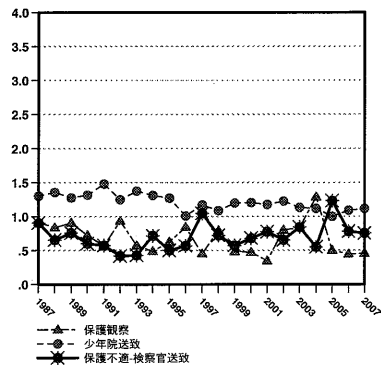
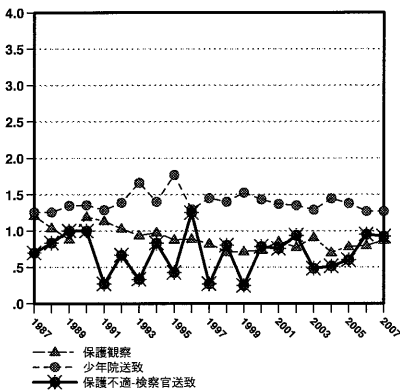
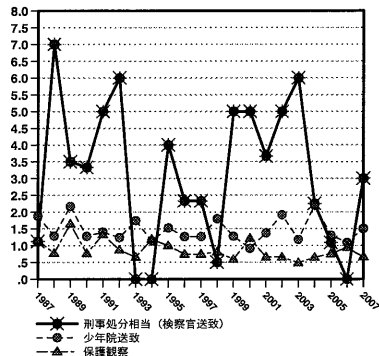
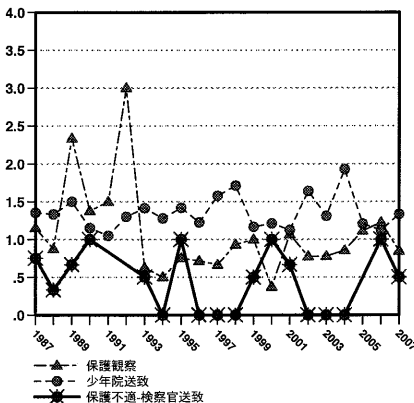


図10：鑑別判定と審判決定（放火）

図11：検察官処遇意見と審判決定（放火）



処遇意見では、保護観察が0.5から1.2、少年院が0.9から2.2、検察官送致が0から7.0の幅で推移しているから（図11）、検察官送致こそ大きな差異があるが、鑑別判定と検察官処遇意見は近似した推移を見せている。

殺人では、保護観察が0.3から2.0、少年院が1.0から1.7、検察官送致が0.4から1.5の間で変化している（図12）。少年院は相対的に安定しているといえるが保護観察と検察官送致の変化の幅は大きく、また急である。もっとも検察官送致は2003年以降、2005年の0.5を除いて、0.8から0.9で推移するようになっている。検察官処遇意見では、保護観察が1997年の2.0を除けば、0.2から1.0、少年院が0.4から1.2、検察官送致が1.3から3.8の間で変動している（図13）。鑑別判定において保護観察と少年院が1を上回るのが基本となっているのに対して、検察官処遇意見ではそれらは1を下回り、検察官送致が常に1を大きく上回っているのが特徴である。

図12：鑑別判定と審判決定（殺人）

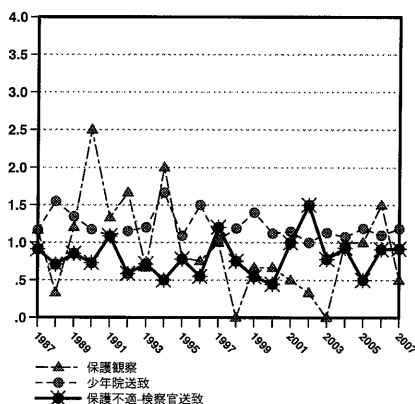
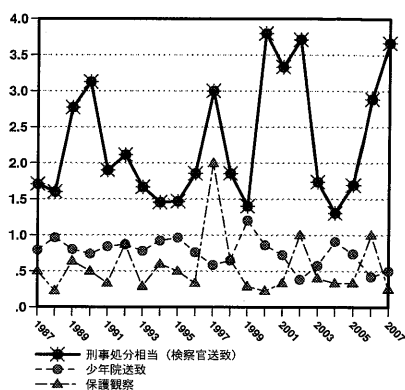
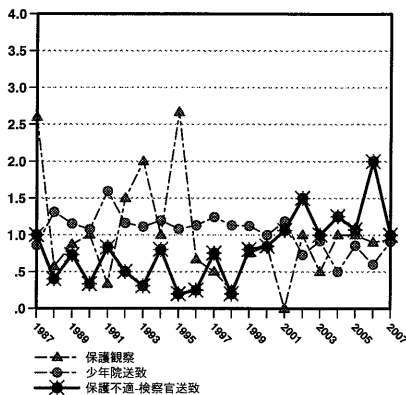


図13：検察官処遇意見と審判決定（殺人）



傷害致死では、保護観察が0から2.7、少年院が0.5から1.3、検察官送致が0.2から2.0の幅で変化している（図14）。少年院は、1987年（0.9）と1991年（1.6）を除けば、2001年までは0.9から1.3の比較的狭い範囲で変動していたが、2002年からはやや1を下回る形で（0.7、0.9、0.5、0.9、0.6、0.9）変動するようになっている。保護観察は長期的には変化の幅が広いが、2002年以降は2003年（0.5）を除いて0.9

図14：鑑別判定と審判決定（傷害致死）



から1.0で変動している。検察官送致は、1998年まで0.2と1.0の間で増減を繰り返していたが、1999年と2000年に0.8に達した後、2001以降は常に1を超えて推移(1.1、1.5、1.0、1.2、1.1、2.0、1.0) するようになっている。2002年を境に、少年院が1を下回るようになると同時に検察官送致が1を上回るようになっていることが特徴的である。

3 ここまでの検討は、次のようにまとめることができる。

①鑑別判定と審判決定の数量的な関係は、総数、窃盗、真犯ではどの処分も総じて変化の幅が狭く、長期的に安定して推移している。強盗、強盗致死傷、強姦・同致死傷では、保護観察と少年院が比較的安定的に推移しているのに対し、検察官送致の変化の幅が大きくなっている。放火、殺人、傷害致死における各処分は総じて変化が不安定である。

②2000年前後の変化として、強盗や強盗致死傷における鑑別判定と審判決定の関係は総じて変化の幅が小さくなっている。他方で、強姦・同致死傷や傷害致死では変化の幅が大きくなっている。変化が最も明瞭な傷害致死では、2000年代初頭から検察官送致が1を上回る一方で少年院がそれを下回って推移するようになっている。つまり、鑑別判定は審判決定よりも多い数の検察官送致を選択していることになる。

③窃盗、強盗、放火、殺人について検察官処遇意見と比較してみると、検察官処遇意見よりも鑑別判定の方が、総じて1に近い値で推移している。つまり、数量的には、審判決定は検察官処遇よりも鑑別判定に近い。

(b) 鑑別判定・審判決定別にみた関係

1 鑑別判定と審判決定の数量的な関係を処遇選択の観点からみた場合、どうであろうか。『矯正統計年報II』掲載の「新収容者の審判決定等別鑑別判定及び医療措置」を用い、審判決定の鑑別判定別の内訳と鑑別判定の審判決定別の内訳を検討してみる。

2 審判決定の内訳を鑑別判定別に整理し、審判決定のうち同じ処分を選択している鑑別判定の割合（一致率）をみてる。1987年から2007年までの期間、保護観察の一致率は1987年（77.8%）から1998年（65.5%）まで緩やかに減少しているが、その後2004年（64%）を除いて2007年（75.1%）まで緩やかに増加している。初等・中等・医療少年院は各々85.9%から93.7%、91.2%から95.7%、89%から98%の間で変化している。特別少年院は2002年（69.9%）を除けば77.5%から86%の幅で推移している。それに対し、検察官送致決定は、1987年（45.1%）から1996年（22.4%）まで減少し、1999年（24.2%）まで横ばいに推移した後、2001年（45.2%）まで増加に転じ、その後は2006年まで30%台半ばで推移している（図15）。

このように、検察官送致判定の一致率は、保護観察や少年院送致よりも低く、変化の幅が大きい。より仔細に、検察官送致を選択した審判決定の内訳を鑑別判定別にみると、保護観察が2.7から10.6%、中等少年院が14.1から25.6%、特別少年院が1.7から9.0%、医療少年院が0から2.9%の間で変化しているが、急激な変化はない。ただ、2000年に37.2%だった「判定未了」が2001年には22.5%にまで落ち、その後20%台で推移しており、これが「保護不適 検察官送致」の増加と同時に起っていることがわかる（図16）。検察官送致を選択した審判決定のうち、鑑別判定で「判定未了」とされたものが減ると同時に、「保護不適 検察官送致」が増えていることになる。

3 反対に、鑑別判定の審判決定別内訳をみた場合の保護観察の一致率は、67.8%から84.7%の幅で緩やかな増加傾向を描きながら推移している。初等・中等・特別・

図15：審判決定と鑑別判定の一致率（審判決定の鑑別判定別内訳をみた場合の一致率）

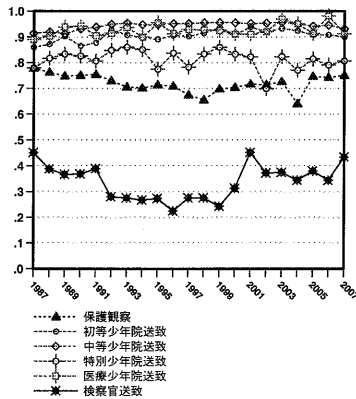
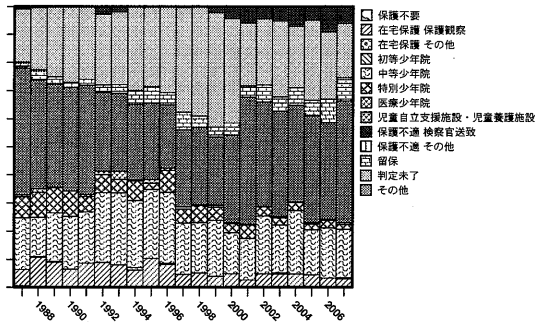


図16：審判決定の鑑別判定別内訳（検察官送致決定）



医療少年院は各々39%から52%、51%から56.8%、51%から71.2%、66.2%から82.9%の幅で推移しているが、いずれも安定して推移している。検察官送致は51.1%から65%の間で推移している。1994年と1998年に急激な増加を示しているほかは、これにも大きな変化はみられない（図17・18）。初等少年院の一致率が相対的に低いものの、鑑別判定の多くは、同じ処分の審判決定に至っているという構造に大きな変化はないといえる。

4 ここでの検討を小括すれば、次のようになる。

図17：審判決定と鑑別判定の一致率（鑑別判定の審判決定別内訳をみた場合の一致率）

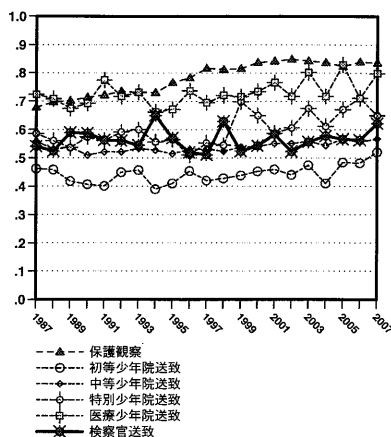
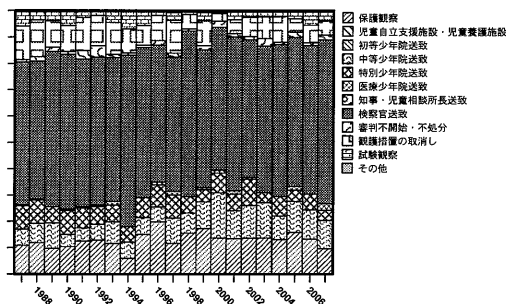


図18：鑑別判定の終局決定別内訳（保護不適 検察官送致）



①審判決定の鑑別判定別内訳をみた場合の一致率では、相対的に検察官送致が低く、なおかつ2000年前後で他の処分よりも大きな変化をみせている。その変化は、「判定未了」の変動と同時に生じている。審判決定の多くは、同じ処分の鑑別判定に基づいているといえるが、検察官送致の審判決定はその割合が低いことになる。また、「判定未了」の鑑別判定に基づいた検察官送致の審判決定が減る一方で、「保護不適 検察官送致」に拠るそれが増える傾向にある。

②鑑別判定の審判決定別内訳をみた場合の一致率は、いずれの処分も緩やかな増加傾向にある。検察官送致も含めて、鑑別判定の多くは同じ処分の審判決定に至っているという構造には、2000年以降も大きな変化はない。

処分選択に着目した鑑別判定と審判決定の数量的関係の分析からは、審判決定にとって鑑別判定が重要な役割をもっており、長期的にみてこの点に大きな変化はないこと、検察官送致決定の判断に関してもこのことは妥当し、その重要性はむしろ増しているといえる。

(2) 鑑別判定の変化

(a) 絶対数の変化

1 ここまでの検討で、審判決定に対して鑑別判定が重要な役割を担っていることが示唆されている。次に課題になるのは、鑑別判定自体に何らかの数量的な変化がみられるようになっていくかという点の検証にある。1987年を1とした場合の鑑別判定数と審判決定数の値を求め、その変化を非行名別にみってみることにする。鑑別判定や審判決定の判断に大きな変化がなければ、各処分は総数と同様の推移をみせることになるはずである。

2 窃盗の鑑別判定では、保護観察と少年院がほぼ総数の変化と重なって動いている。検察官送致は総数を大きく下回って推移しているものの、総数と同じ変化の仕方をしているといえる(図19)。審判決定も、保護観察が1995年以降総数をわずかに上回っている点を除けば、ほぼこれと同じ動きをしている。

真犯では、鑑別判定よりも審判決定の方が保護観察と少年院の変化が総数に近くなっている。しかし、窃盗と同様、鑑別判定・審判決定ともに、総数の変化と大きく異なって保護観察・少年院が変化しているわけではない(図20)。

それでは「凶悪犯罪」の範疇に入れられている非行類型はどうであろうか。強盗における保護観察と少年院の鑑別判定は、総数の動きに合わせながらも、1997年からは少年院送致が総数を上回る形で、保護観察がそれを下回る形で、総数から大きく離れて変動し、しかも両者は反比例するような動きをとっている(図21)。この点では、審判決定の方が総数に近い動きになっている。検察官送致は、1990年と2002年、2004年を除いて、鑑別判定と審判決定の動きはほぼ軌を一にして総数を大きく

図19：鑑別判定と審判決定の変化
1987年=1（窃盗）

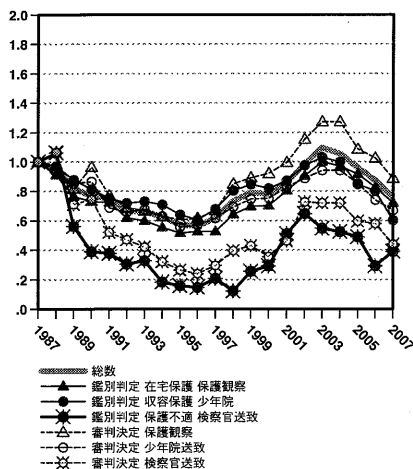
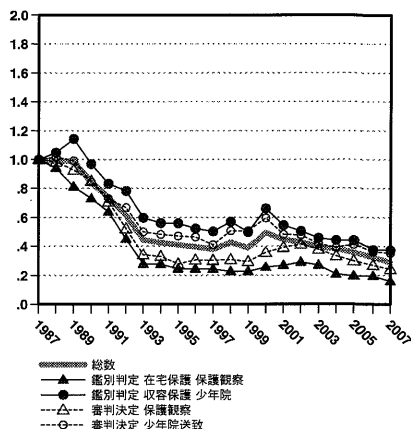


図20：鑑別判定と審判決定の変化
1987年=1（真犯）



下回って推移しているが、2002年からは総数の動きと連動しないようになっている。

強盗致死傷は、2000年には総数でいえば1987年比の6.9倍まで事件が増加しているが、ここにおける各鑑別判定の変動及び鑑別判定と審判決定の関係も、強盗と近似する(図22)。ここでもまた、保護観察と少年院は1997年以降、総数と平行しながらもそこから大きく離れて変動するようになっている。

強姦・同致死傷では、1998年から少年院の鑑別判定が総数を上回る形で、保護観察がそれを大きく下回る形とはなっているが、総数に平行して変化している(図23)。それに対し、検察官送致の鑑別判定は総数の動きとまったくかわりなく変動している。この点は、審判決定についても同じく妥当する。

放火においては、検察官送致の鑑別判定が総数の動きとは関係しない形で、それを大きく下回って推移している(図24)。保護観察は1998年まで総数に沿った動きをしているが、1999年からはその軌道から外れて推移している。特に2000年以降は、少年院送致と反比例するような動きが顕著になっている。

殺人の保護観察は鑑別判定・審判決定ともに1989年に極端に大きな値（4.3、4.2）

図21：鑑別判定と審判決定の変化
1987年=1（強盗）

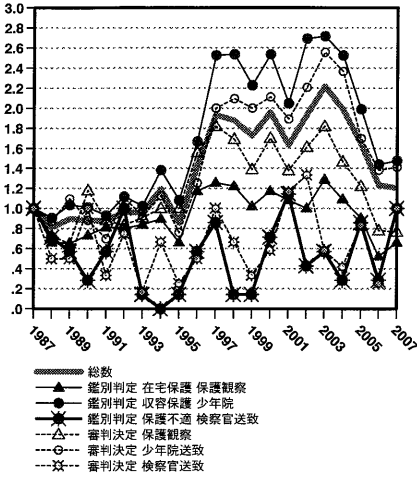


図22：鑑別判定と審判決定の変化
1987年=1（強盗致死傷）

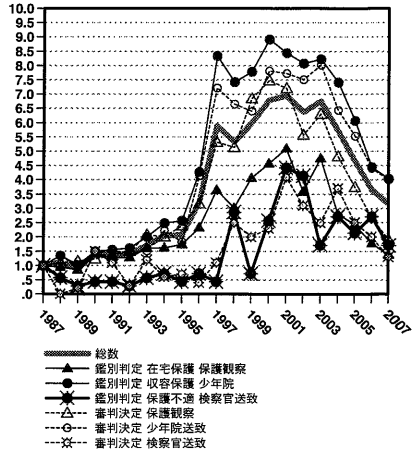


図23：鑑別判定と審判決定の変化
1987年=1（強姦・同致死傷）

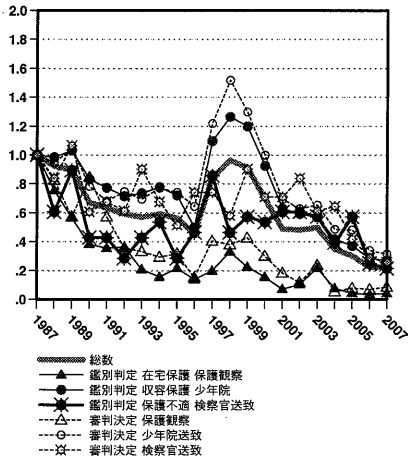
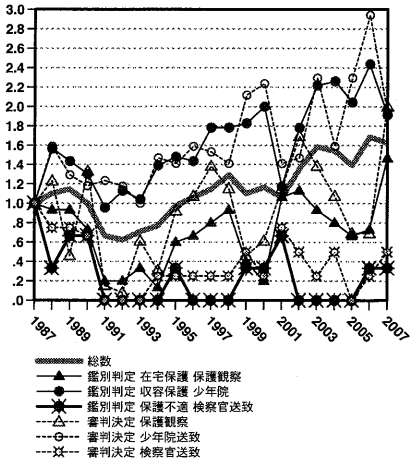


図24：鑑別判定と審判決定の変化
1987年=1（放火）



を記録しているが、概して、総数の動きとは独立してそれを下回る形で推移している(図25)。それに対して、少年院と検察官送致は、鑑別判定・審判決定ともに総数に沿う形で変化している(図26)。もっとも、2004年以降は、特に鑑別判定において少年院と検察官送致が反比例するような形を描くようになってきている。

傷害致死においても保護観察は、鑑別判定・審判決定ともに、一貫して総数とは独立した動きをしており、なおかつ相互の動きも独自のものといえる(図27)。少年院と検察官送致の鑑別判定は、1991年まではともに総数と同様の変動をしていたものの、1992年から異なった動きをしており、少年院が引き続き総数と変化と同じ動きをしているのに対し、検察官送致はこれとは独立に総数を大きく下回る領域で変化していた(図28)。しかし、2001年からこの様相に大きな変化が生じている。特に、2003年までは、減少傾向をみせる総数とは反対に検察官送致が1987年比4.9(2003年)まで増加する一方で、少年院送致がそれと反比例するように1を下回るようになってきている。少なくとも1998年までは検察官送致も総数に沿って変化しているという鑑別判定との違いはあるものの、審判決定についても、事情はこれと同じである。1999年から2001年にかけての変化の仕方は、文字通り急激なものになっている。

図25：鑑別判定と審判決定の変化
1987年=1(殺人 保護観察)

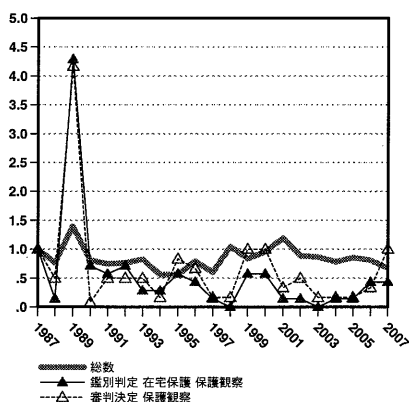


図26：鑑別判定と審判決定の変化
1987年=1(殺人 少年院・検察官送致)

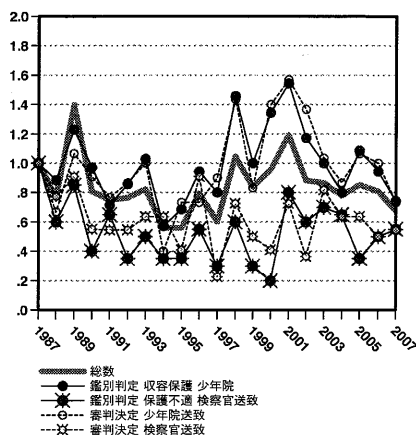


図27：鑑別判定と審判決定の変化
1987年=1（傷害致死 保護観察）

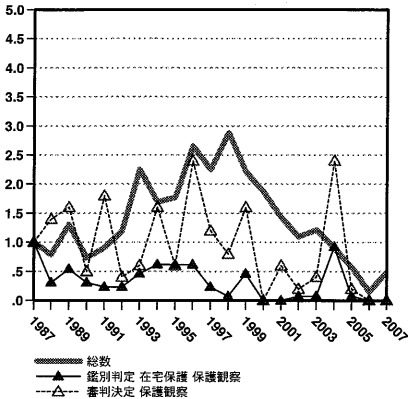
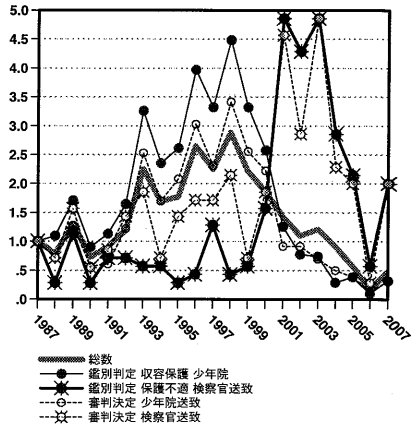


図28：鑑別判定と審判決定の変化
1987年=1（傷害致死 少年院・
検察官送致）



3 ここでの検討を小括すれば、次のようになる。

①非行名で鑑別判定の変化をみた場合、窃盗と真犯はどの処分に関する鑑別判定も総数と同様の変化をしている。しかし、強盗では1997年から検察官送致が、強姦・同致死傷では遅くとも1983年から検察官送致が、放火においては一貫して検察官送致が、そして傷害致死においては検察官送致と少年院が、総数の変動とは異なった動きをみせている。特に、2000年を境とする傷害致死の変化は、急激である。

②非行名で鑑別判定の変化をみた場合、処分同士が反比例するような動きをみせているものがある。強盗では1997年から少年院と検察官送致が、放火では1998年から保護観察と少年院が、殺人では2004年から少年院と検察官送致が、反比例するような変化を描いている。特に殺人の変化は、従前の変化とは異なっている。

③処分別でみた場合、総じて、少年院は総数の値を上回っており、検察官送致はそれを下回っている。しかし、強姦・同致死傷では2002年から、傷害致死においては2001年から検察官送致が総数を上回るようになってきている。

④審判決定のうちのほとんどは、非行類型・処分の種類を問わず、鑑別判定と同様の変化をしている。

(b) 割合の変化

1 当該非行名総数中の処分別の割合の変化はどうであろうか。

総数と窃盗については、保護観察・少年院送致・検察官送致のいずれについても、また鑑別判定と審判決定ともに、大きな変化なく推移している（図29・30）。総数・窃盗ともに、保護観察が占める割合は、1993年を境として、審判決定の方が鑑別判定よりも大きくなっている。少年院送致が占める割合は、一貫して、審判決定よりも鑑別判定の方が大きい。

虞犯では、保護観察の鑑別判定が1987年（47.6%）から1993年（29.9%）まで漸次的な減少を経た後、20%台後半から30%台前半で推移している（図31）。他方で、少年院が1987年（36.6%）から1993年まで（49.4%）増加した後、横ばいで推移している。2001年から2004年まで、少年院の減少と保護観察の増加が同時に起こっているが、いずれも変化の幅は小さい。それに対し、審判決定では、保護観察が21%から30.9%、少年院が21.8%から28.7%の幅で重なるように安定して推移している。

「凶悪犯罪」とされる非行類型はどうであろうか。

強盗において、検察官送致は、鑑別判定が0から3.9%、審判決定が1.1%から6.5%

図29：総数

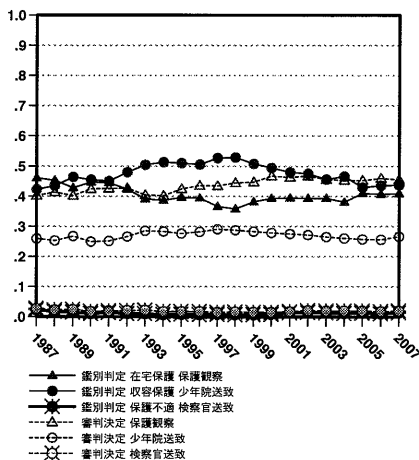


図30：窃盗

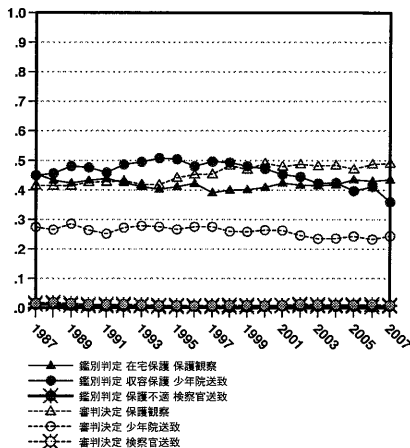


図31：真犯

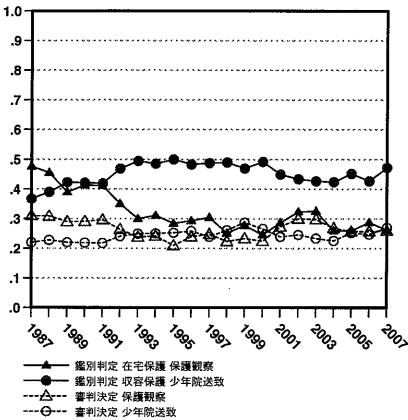
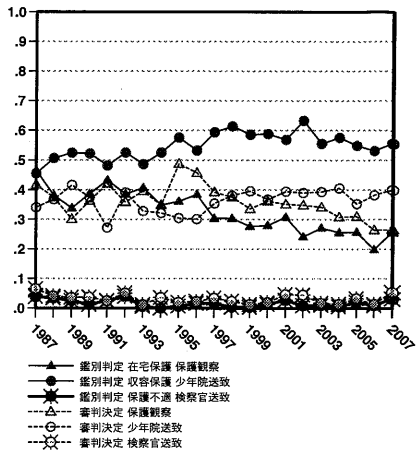


図32：強盗



の間で推移している。保護観察の鑑別判定は、19.7%から46.5%の幅で減少傾向をたどっている(図32)。少年院の鑑別判定は、45.4%から63.3%の幅で増加傾向にある。この両者は長期的にちょうど反比例するような形をとっている。それに対して審判決定の方では、保護観察と審判決定が、26.3%と48.7%、27.2%と41.6%の幅の中で交錯しながら推移している。いずれも長期的に安定した動きといえる。

強盗で見られた保護観察と少年院送致の反比例的な変化は、強盗致死傷でより強く現れている。強盗致死傷では、保護観察の鑑別判定(16.4%から38.5%)・審判決定(18.9%から40.5%)ともに減少傾向にある一方、少年院送致の鑑別判定(49.3%から74.7%)・審判決定(34.4%から50.8%)が増加傾向にある(図33)。2001年を境にして、特に少年院送致の鑑別判定の変化の幅が大きくなってきているものの、なお長期的な推移の延長線上にあると考えられる。

強姦・同致死傷でも、鑑別判定・審判決定ともに、検察官送致は低率にとどまって変動している(3.4%から13.7%までと4.6%から13.9%まで)(図34)。ここでもまた、鑑別判定・審判決定ともに、保護観察と少年院送致は反比例する形で変化をみせている。1987年に28.6%だった保護観察の鑑別判定は2005年に4.3%まで低下している。その一方で、少年院送致の鑑別判定は1987年に78.6%だったものが2007年

図33：強盗致死傷

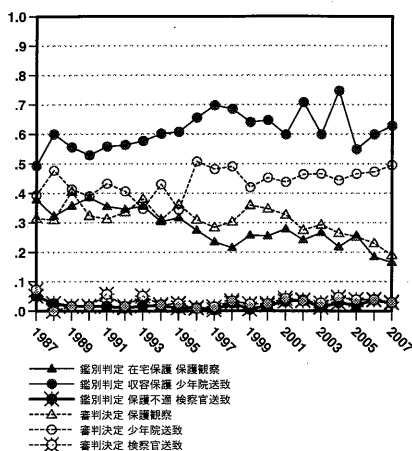
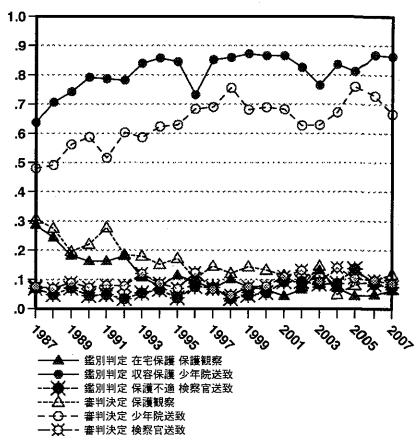


図34：強姦・同致死傷



には86.3%に至っている。審判決定もこれと同様である。2002年に少年院送致の鑑別判定の低下が見られるが、一時的なものであり、従前の変化の延長線上にある動きととらえられる。

放火においても強盗や強盗致死傷、強姦・同致死傷と同様、鑑別判定・審判決定の双方において、保護観察と少年院送致が反比例した変動がみられる。放火でも、鑑別判定・審判決定を問わず、検察官送致は低率である（0から6.2%、0から8.3%）

（図35）。また、鑑別判定・審判決定を問わず、保護観察と少年院送致の双方において変化の幅は非常に大きい。それが、2002年から2006年までは、特に鑑別判定において、少年院送致の緩やかな増加傾向（63.1%から70.3%）と、保護観察の減少傾向（26.2%から13.6%）がみられるようになっている。

殺人では他の非行類型と異なり、鑑別判定・審判決定双方において、特に1990年以降、保護観察が低率で推移するようになる。鑑別判定でいえば、保護観察が1990年以降は0から10.5%と低率で安定している一方で、少年院送致が45.3%から72.3%、検察官送致が6.2%から29.4%の幅で激しく変動しており、安定した状態ではない（図36）。少年院送致と検察官送致の変動は、2001年を境にして反比例する形になっており、この点は審判決定においても変わるところがない。

図35：放火

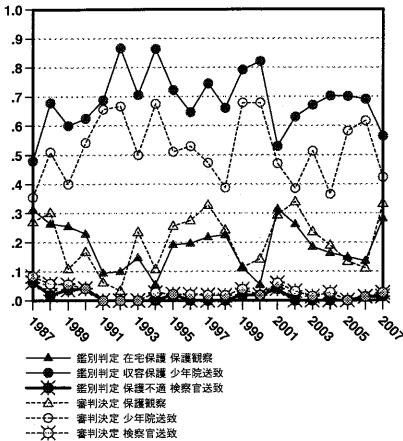
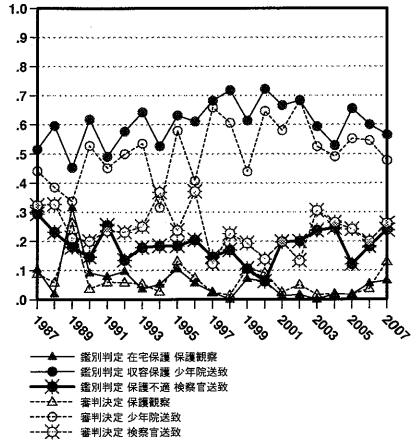
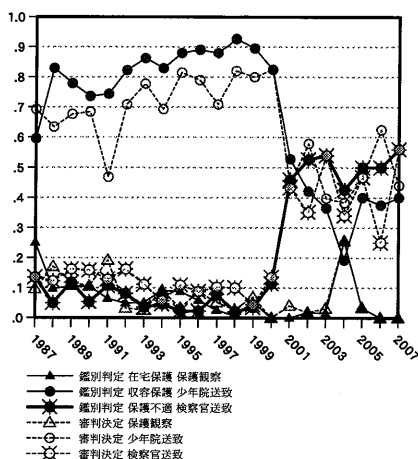


図36：殺人



傷害致死も、保護観察が低率で推移していることは、殺人と同様である。鑑別判定でいえば、1987年（25%）から1988年に（9.8%）減少した後は、2004年（25.5%）を除いて、10%を下回って推移している（図37）。傷害致死において最も特徴的なのが、2001年を境界とする少年院と検察官送致の変化である。2000年までは、鑑別判定と審判決定の双方において、漸次的な増加傾向を示す少年院と、減少傾向にある検察官送致が反比例するような動きをとっていた。1987年に59.6%だった少年院の鑑別判定は1998年には92.7%に達し、2000年においても82.5%にとどまっていた。それが、2001年には一転して52.7%にまで落ち込み、2004年には19.1%になっている。それとは逆に、検察官送致の鑑別判定は1987年に13.5%、1998年に2%、2000年でも11.3%にとどまっていた。それが、2001年には一気に45.9%まで増加し、その後は50%から56%の幅で、少年院送致と拮抗するように変化するようになっている。こうした変動は、審判決定においても総体としてみればほぼ同じである。もっとも、2001年から2007年までの期間、検察官送致の鑑別判定と審判決定を対比してみると（括弧内は同一年次における少年院送致の割合）、鑑別判定が順に45.9%（52.7%）、52.6%（42.1%）、54%（36.5%）、42.6%（19.1%）、50%（40%）、50%（37.5%）、56%（40%）であるのに対して、審判決定は43.2%（44.6%）、35.1%（57.9%）、

図37：傷害致死



54% (39.7%)、34% (38.3%)、46.7% (46.7%)、25% (62.5%)、56% (44%)であるから、鑑別判定の方が検察官送致の割合が多いことになる。また、審判決定においては2001年度以降も少年院送致が検察官送致を上回っていることが、鑑別判定では常に後者が前者を上回る形で推移している。⁽⁹⁾

2 ここでの検討を小括すると、次のようになる。

①総数、窃盗、真犯における鑑別判定の変化は、どの処分も長期的に安定している。強盗、強盗致死傷、強姦・同致死傷では、長期的にみれば少年院が増加傾向、保護観察が減少傾向にあり、反比例するような動きになっているが、その変化は急激なものではない。放火と殺人における鑑別判定の変化は不安定であり、放火では少年院と保護観察が、殺人では少年院と検察官送致が反比例するような動きを示している。もっとも、これらの変動も短期的に急激に起こっているわけではない。それに対して、傷害致死における少年院と検察官送致の鑑別判定は、2000年までは安定的に推移していたにもかかわらず、2001年に急激に変化している。

⁽⁹⁾ 鑑別判定の方には「保留」「判定未了」「その他」が含まれ、審判決定では「観護措置の取消し」「試験観察」「その他」が含まれる。本稿の分析では、これらを調整していないために、こうした差が生じていると解釈する余地もある。

②処分別に鑑別判定をみると、総じて、検察官送致は低率で安定して推移している。殺人や傷害致死では、保護観察が低率で安定的に推移している。

③審判決定は、総じて、鑑別判定と同様の変化を示している。もっとも、強盗では両者の変化が若干異なっている。

3 まとめと考察

(1) まとめ

1 本稿における検討の結果は次のようなものであった。

①①鑑別判定と審判決定の数量的な関係は、総数、窃盗、真犯ではどの処分も、長期的に安定して推移している。強盗、強盗致死傷、強姦・同致死傷では、検察官送致の変化の幅が大きくなっている。放火、殺人、傷害致死では、どの処分も変化が不安定である。

①②強盗や強盗致死傷における鑑別判定と審判決定の数量的関係が、2000年前後から小さな幅で変化するようになっていて一方、強姦・同致死傷や傷害致死のそれは大きくなっている。傷害致死では、2000年代初頭から検察官送致が1を上回る一方で少年院送致がそれを下回って推移するようになっていて。

①③窃盗、強盗、放火、殺人について検察官処遇意見と比較してみると、鑑別判定は、総じて、検察官処遇意見より1に近い値で推移している。

②②審判決定の鑑別判定別内訳をみた場合の一致率では、検察官送致が相対的に低い。審判決定の多くは、同じ処分の鑑別判定に基づいているといえるが、検察官送致の審判決定はその割合が低いことになる。しかしその値は、2000年前後から増加しており、「判定未了」の減少と同時にその変化は起こっている。

①④鑑別判定の審判決定別内訳をみた場合の一致率は、いずれの処分も緩やかで安定した変化を描いている。鑑別判定の多くは同じ処分の審判決定に至っているという構造には、検察官送致も含めて大きな変化はないといえる。

③③①非行名別に1987年比で鑑別判定の変化をみた場合、窃盗と真犯の鑑別判定及び審判決定は、総数と同様の変化を見せている。しかし、強盗、強姦・同致死傷、放火では検察官送致が、傷害致死においては検察官送致と少年院が、総数の変動と

は異なった動きをしている。特に、2000年を境とする傷害致死の変化は急激である。

①1987年比では、強盗で少年院と検察官送致が、放火で保護観察と少年院が、殺人で少年院と検察官送致が、反比例するように変化している。

②1987年比で変化をみた場合、総じて、少年院は総数の値を上回り、検察官送致はそれを下回っている。しかし、強姦・同致死傷では2002年から、傷害致死においては2001年から検察官送致が総数の値を上回るようになっている。特に傷害致死の変化は急激で、かつ大きい。

③1987年比の変化をみた場合、審判決定のうちのほとんどは、非行類型・処分の種類を問わず、鑑別判定と同様の変化をしている。

④④処分の割合をみると、総数、窃盗、虞犯における鑑別判定の変化は、どの処分も長期的に安定している。強盗、強盗致死傷、強姦・同致死傷では、長期的にみれば少年院が増加傾向、保護観察が減少傾向にあり、反比例するような動きになっているが、その変化は急激なものではない。放火と殺人における鑑別判定の変化は不安定であり、放火では少年院と保護観察が、殺人では少年院と検察官送致が反比例するような動きを示しているが、短期間中急激に起こっているわけではない。それに対して、傷害致死における少年院と検察官送致の鑑別判定は、2000年までは安定的に推移していたにもかかわらず、2001年に急激に変化している。

⑤検察官送致の鑑別判定は、総じて、どの非行類型でも安定して低率で推移している。殺人と傷害致死では、保護観察が低率で安定的に推移している。

⑥審判決定は、総じて、鑑別判定と同様の変化を示している。もっとも、強盗では両者の変化が若干異なっている。

2 2000年法の改正の影響の可能性という観点から以上の事柄を整理すると、次のようになる。

①からは、多くの非行類型において数量的にみた鑑別判定と審判決定の関係は、2000年法施行後も変わっていないことになる。またその関係は、一般的に検察官処遇意見と審判決定の関係よりも近くなっている。しかし、鑑別判定と審判決定の数量が一致しないことが多かった強盗や強盗致死傷の検察官送致において、2000年以降その差が小さくなっていて一方、強姦・同致死傷や傷害致死の検察官送致は鑑別判定と審判決定の数量の差が大きくなっている。2000年改正は、「重大事件」

における鑑別判定と審判決定の差を小さくする作用と大きくする効果のふたつをもっており、その出現の仕方は非行類型によって異なっている可能性がある。「原則逆送」対象事件である傷害致死に対しては、2000年改正は、審判決定と比べてより多くの検察官送致、より少ない少年院送致の判断を鑑別判定に行わせるよう作用した可能性がある。

②からは、審判決定の多くは同じ処分の鑑別判定に基づくと同時に、鑑別判定の多くは同じ処分の審判決定に至っていることになる。審判決定の鑑別判定別内訳の変化からみれば、2000年改正が、「判定未了」の鑑別判定に基づいた検察官送致の審判決定の減少とともに、「保護不適 検察官送致」に拠るその増加に関係している可能性がある。鑑別判定の審判決定別内訳が2000年以降も安定的に変化していることを考えれば、審判決定にとって鑑別判定がもつ重要性は変わっていない。

③からは、絶対数の変化からみて、他の非行類型とは異なり、強姦・同致死傷と傷害致死において、2000年代の初頭から総数とは逆行して検察官送致の鑑別判定数が増えていることになる。特に、2000年代における傷害致死に関する少年院・検察官送致の鑑別判定の変化は激しい。2000年改正は、強姦・同致死傷や傷害致死のように、いくつかの非行類型に限定したものではあるが、総数の動きと対比すれば不自然に、検察官送致の鑑別判定を増やし、少年院送致のそれを減らしている可能性がある。審判決定も鑑別判定と同様の動きをしていることから、2000年改正は、鑑別判定と審判決定の双方に影響を与えている可能性がある。

④からは、処分別の割合の変化からみて、他の非行類型とは異なり、傷害致死において2000年代の初頭から急激に検察官送致の鑑別判定が増える一方、少年院送致のそれが減っていることになる。2000年改正は、判断の割合でも、傷害致死に極めて大きな変化をもたらした可能性がある。ここでもまた、審判決定も鑑別判定と同様の動きをしていることから、2000年改正は、鑑別判定と審判決定の双方に影響を与えていると推測できる。

以上から、2000年改正は、非行類型としては限定的ではあるが、特に傷害致死のような「原則逆送」事件の鑑別判定に対して、審判決定と同様に、重大な影響を与えた可能性がある。鑑別判定は審判決定に先立って行われるものであるから、前者が後者の変化に影響を与えている可能性も十分に考えられる。換言すれば、2000年

改正が及ぼした可能性がある影響は、非行類型の範囲という意味では、広くはない。しかし、審判決定のみならず、鑑別判定にもその影響が及んでいる可能性があるという意味では、深い。斉藤による研究の結果をも勘案するならば、2000年改正の影響は、人間行動科学の専門性が高い領域においてこそ現われていることになる。

(2) 考察

(a) 変化の原因

1 ここまでの検討から、2000年改正が「原則逆送」対象事件の鑑別判定に大きな影響を与えている可能性があることが明らかになった。しかし、本稿における検討で確認された現象を、2000年改正により生じたものと即断することは慎まなければならない。統計上の変化は2000年改正と同時に生じているにすぎない可能性もあり、その可能性を排除するためには、なおいくつかの事柄を検討する必要がある。

2 まず、非行名別に鑑別判定と審判決定の関係をみた場合に比較的大きな変化が生じている非行類型がある一方で、処分一致率における検察官送致の割合には非行名ほど急激な変化がないことの解釈が問題になりうる。これは、検察官送致の鑑別判定や審判決定の総数中に「原則逆送」対象事件が占める割合が小さいことで説明がつく。2007年の鑑別判定でいえば、保護不適による検察官送致の鑑別判定の内訳は、窃盗15.5%、道路交通法11.7%、傷害9.7%、傷害致死6.8%、強盗致死傷5.8%、殺人5.3%、業務上過失致死傷5.3%などとなっている。こうした事情から、非行類型を細分化しない形での処分一致率においては「原則逆送」の影響が明確には現れていないといえる。このことは、2000年改正の影響が、犯罪類型の範囲としてはなお限定的であることをも、逆から示しているといえる。

3 また、特に「原則逆送」対象事件である傷害致死の鑑別判定において、2000年代初頭から生じている変化の解釈も問題になりうる。「原則逆送」に含まれうる強盗致死傷、強姦・同致死傷、殺人における変化は傷害致死ほどには大きくない。そうであるとすれば、2000年改正ではなく他の要因が、傷害致死の大きな変化を引き起こしているのではないか、という疑問が生じうる。

この点でひとつの仮説としてありうるのは、対象者の資質の変化である。少年鑑別所による鑑別は、少年の資質に焦点を当てている。そうであるとすれば、鑑別判

定の変化が対象者の資質の変化によっているということも当然に考えられる。『矯正統計年報Ⅱ』に掲載される「医療措置」の要否に関する判断と重ね合わせてみれば、放火においては、医療措置が「要」とされた割合の変化と少年院送致の鑑別判定の割合の変化が、完全に一致するわけではないが、近似しており(図38)、医療の必要性が少年院送致の鑑別判定につながっている可能性も考えられる。それに対して、殺人においては、医療措置が「要」とされたものの割合が概して放火よりも大きい(図39)。傷害致死において、その傾向はさらに顕著である。傷害致死においては、医療措置が「否」とされている割合が、安定して80%台後半から90%台で推移しているが、保護観察・少年院送致・検察官送致の鑑別判定は、その変化とは一致していない。特に2001年以降の変化は、これとは全く別である(図40)。

このように、放火のように医療措置の要否が鑑別判定の変化と関連している可能性がある非行類型も存在しているが、少なくとも、殺人と傷害致死については、対象者に対する医療措置の要否が、鑑別判定の変化に決定的な影響を与えたとは考えがたい。

医療措置の要否が傷害致死の変動の決定的な要因ではないとすれば、『矯正統計年

図38：医療措置の要否と鑑別判定（放火）

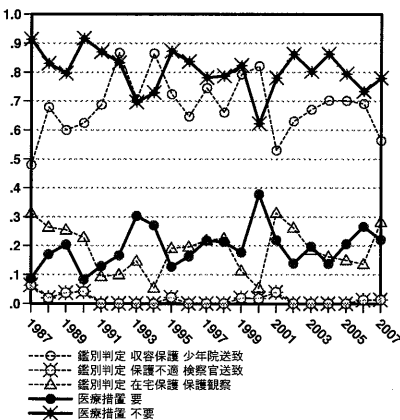


図39：医療措置の要否と鑑別判定（殺人）

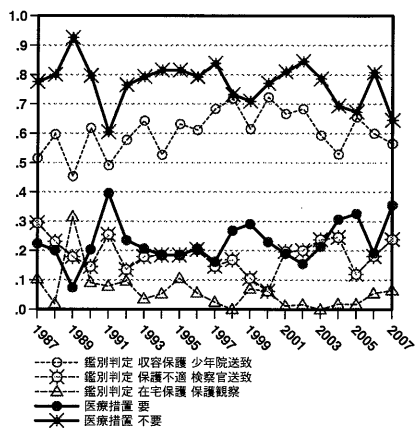
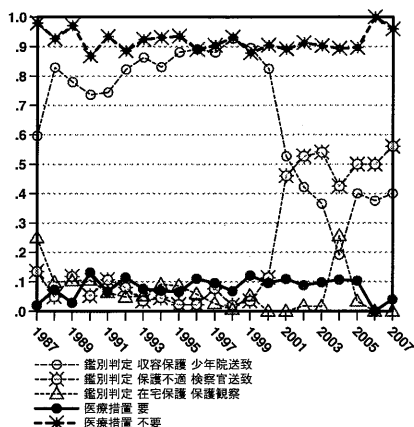


図40：医療措置の要否と鑑別判定（傷害致死）

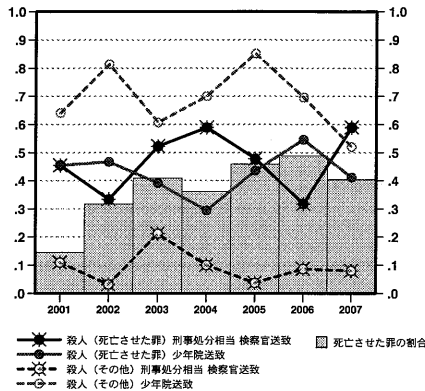


報Ⅱ』に掲載されるデータでは手がかりが尽きることになるが、その変化の要因は、端的に、被害者死亡という事情の評価の変化に求めてよいように思われる。このように理解する場合、もちろん、殺人と傷害致死の変化の差が問題になる。しかし、この点は、『矯正統計年報Ⅱ』上、「殺人」には『司法統計年報』のように「被害者を死亡させた罪」か否かの区分がなく、殺人未遂が含まれうること、そして『司法統計年報』でみた場合「被害者を死亡させた罪」は2001年から2007年まで殺人総数中の半分以上を超えることがなく、「死亡させた罪」と「その他」に対する評価に差もあると考えられること（図41）から説明がつくように思われる。強盗致死傷や強姦・同致死傷において傷害致死ほど大きな変化が生じていないことも、同様に説明できる。そうであるとすれば、これらの非行類型と、いわば純粋に「被害者を死亡させた罪」である傷害致死との間に統計上の変化の差が生じるのも不自然ではない。「被害者死亡」という事情に対する評価の変化が傷害致死の急激な変化にいわば凝縮されていると解釈することができる。

4 いくつかの重大非行の類型において2000年代初頭から生じている鑑別判定の

⁽¹⁰⁾ 試みに、強盗致死傷と強盗致死を区別している『司法統計年報』に基づき強盗致死傷と強盗致死を足した数に占める強盗致死の割合を算出してみれば、1987年から2007年までの期間で最高でも4.4%にすぎない。

図41：殺人の内訳と家庭裁判所による終局決定



急激な変化は、2000年の少年法改正、なかでも被害者死亡という事情に対する評価の変化によりもたらされたのではないか、という仮説は、鑑別実務の領域にあるいくつかの文献によっても示唆される。

石毛博は、2000年改正法の施行後間もない時期に、『『原則逆送』の対象事例においては、鑑別の実務上、保護不適あるいは保護処分許容性の判断をする際に、根拠としては従来と同様の論理展開が用いられているが、処分選択の優先度の逆転が明確になっている」(石毛 2002a: 243) と指摘していた。また、20条2項の導入により「法律が変わって、まずは刑事処分を原則としなければならなくなった」との理解を示した上で、「鑑別手続では、刑事処分を原則としつつも保護処分の可能性も吟味し、少年に事件の責任を自覚させ、規範意識を高めさせるといった法改正の目的に照らして、処遇の適合性を比較することになる」(石毛 2002b: 22) と述べていた⁽¹¹⁾。

岡本英生も同様に、「原則逆送対象者についての規定は、これまでの原則保護処分、例外逆送という判定の決め方を180度方向転換させることになった」と述べ、「これは逆送の判定を積極的に行えばいいという程度のものでなく、「条件を満たす者は本来逆送されてしまう者であり、保護処分とするにはそれ相応の理由が必要」で

⁽¹¹⁾ 石毛 2004: 82は「刑事処分か保護処分かの狭間で、難しい判断を求められることになった」と同様の問題を表現している。

ある（岡本 2005：215）との認識を示していた。したがって「鑑別結果通知書に記載される処遇意見とその理由において、逆送とするなら特別な理由はいらないが、もし保護処分を意見とするのであれば、原則を破る十分な理由・説明がなければ説得力がないことになる」（岡本 2005：216）と指摘していた⁽¹²⁾。

さらに、佐藤玉紀ほかは、20条2項の対象となるケースは「これまでのような『まず保護処分の枠内での処遇選択について検討し、保護処分になじまないと判断された場合について保護不適（検察官送致）の判定を行う』という筋道とは異なる思考プロセスで鑑別を行う必要性が生じてきた」（佐藤ほか 2005：242）と述べている。その上で、佐藤ほかは、「原則逆送」対象の3事例について「模擬判定会議」を行った結果として、「法改正前の視点でなされた鑑別ではいずれも保護処分が選択されていたが、原則逆送制度が導入された改正少年法のもとでは、例外としての保護処分を選択する必要性や妥当性があるとはまでは言えず、検察官送致と判定される可能性がかなり高い」という（佐藤ほか 2005：248-49）。その際、「法改正の趣旨を踏まえると、単に『年齢に比して子どもっぽい』という意味での『未熟さ』では、例外としての保護処分を選択する根拠として不十分と考えられ、公判の意味を理解し行為の責任を負うことができる精神発達のレベルに達しているか否かを具体的に判断する必要があること」が確認されたとしている。また20条2項但書を適用して保護処分を選択する場合、「保護処分の有効性を指摘するだけでなく、保護処分に付することに対する社会の『許容性』についても考慮する必要があるという意見が多かった」がその一方で「保護処分を選択することに対する社会の許容性を押し量ることは、少年鑑別所にとって困難な作業であり、そうした要素まで鑑別判定に盛り込む必要があるのかについての疑問も出された」が、「常識的な市民感覚を基に推測するという仕方で社会の許容性を考慮に入れることは可能であるという結論に達した」と述べられている。20条2項但書を適用して保護処分を選択する際には、「ただし書に掲げられている項目をかなり慎重にかつ厳しく吟味し、あえて例外としての保護処分を選択することの妥当性を明示する必要がある」（佐藤ほか 2005：249-50）ということが、「模擬判定」から得られた結論とされている。

⁽¹²⁾ ここでは、「原則逆送対象者のうち、どのような者を保護処分として判定すればいいか」ということは、鑑別法官の間で大変議論を呼んだ」（岡本 2005：216）とも述べられている。

これらの見解は、率先して鑑別実務を「原則逆送」の思考に押し込めることを意図したものではない。むしろ、逆に、「原則逆送」の圧力の中で鑑別実務がとりうる方向性を模索し、変わりゆく少年司法制度の中で科学的な資質鑑別の特性を最大限生かすことを企図する脈絡のものであったといえる。しかし、そうであるがゆえになおさら、「原則逆送」規定の創設が検討順序も含めて鑑別判定の方法や思考枠組に強い変化の大きさを伝えているともいえる。

(b) 鑑別判定の変化が意味すること

1 このように、特に被害者死亡結果のある非行類型に2000年代初頭からみられる鑑別判定の数量的変化が、鑑別判定方法の変化という質にかかわる事柄の変化によるものであるとすれば、それが意味する事柄は小さくない。というのも、2000年改正法の立法時の説明との関係が不可避的に問題になるからである。

周知の通り、「原則逆送」規定は、第150回国会に提出され、議員立法として成立した「少年法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれたものである。国会では、家庭裁判所調査官の社会調査が焦点化される形で、「原則逆送」における要保護性調査の位置づけも議論されている。その際に確認されたのは、20条「一項の『調査の結果、』も二項の『調査の結果、』も八条に言う調査である、同じものである⁽¹³⁾」こと、したがって「八条の調査がすべてにかかってきて、そしてその八条の調査と別に二十条二項ただし書きの調査があるわけではない」こと、「原則逆送の規定が設けられた場合であっても、(…)いわゆる要保護性という、少年の性格、年齢、行状、環境等の事情をきめ細かく調査していただくという機能はいささかも変わるところではない⁽¹⁵⁾」ことである。また、「検察官への送致に関する規定、原則逆送の制度の導入によりまして要保護性の調査が骨抜きにされ、機械的に検察官送致されるようにならないかとの質問に対しては、「八条の調査は要保護性を含めましてきちんとやらねばならないことになっておりまして、この点についてはいささかの変更も加えておりません。家庭裁判所において十分に調査をされた上で、逆送すべきかどうか、保

⁽¹³⁾ 第150回国会衆議院法務委員会議録第8号（平成12年10月31日）12頁（谷垣禎一発言）。

⁽¹⁴⁾ 第150回国会参議院法務委員会議録第7号（平成12年11月16日）12頁（江田五月質問及び谷垣禎一発言）。

⁽¹⁵⁾ 第150回国会衆議院法務委員会議録第8号（平成12年10月31日）18頁（杉浦正健発言）。

護処分の方がいいかどうか、(…)審理の上決定されることになると思いますので、御心配は当たらないと思っております⁽¹⁶⁾」と回答されている。

ここでは、要保護性の調査は法改正後においても形式的に行われるということだけにとどまらず、実質的にも「きちんとやらねばなら」ず「この点についてはいささかの変更も加え」られないことが、確認されている。「原則逆送」規定の立法提案者は、少年審判の場において裁判官が原則・例外の思考をとることは想定していたとしても、家庭裁判所調査官の社会調査にそうした思考枠組を求めたわけではなかったといえる。「原則逆送」との関連で鑑別判定のあり方に言及すらみられないのは、広い意味での要保護性調査のあり方に変化を及ぼすことを立法提案者が想定していなかったことの証左であるといえる。

2 そうであるとすれば、第一に、家庭裁判所の2000年法の運用に対する評価には、再度吟味が必要である。それは、影響が及ぼされた非行類型の範囲という意味における「広さ」だけではなく、要保護性の鑑別や調査への影響という意味で「深さ」を視野に入れたものでなければならない。少なくとも、2000年法の運用が「適正」か否かという評価は、家庭裁判所の審判決定の結果のみに焦点を当てるだけでは、導き出しえない。家庭裁判所の審判決定は、司法警察職員・検察官・家庭裁判所調査官の処遇意見のほか、鑑別判定を土台にしている。これらの礎石、なかでも立法提案者が「いささかも変更を加え」ていないはずの要保護性に関する調査や鑑別判定の方法が揺らげば、当然にそれを基盤とする審判決定も変化するはずである。

このことは、同時に、2000年改正による検察官送致の対象範囲の拡大は家庭裁判所にとって処遇の選択肢を広げるものであるという理解や、「原則逆送」の創設は保護処分を選択する場合に処遇選択の更なる適正化を図るものであるという見解ないしは期待を揺るがす⁽¹⁷⁾。それは、少なくとも今日においては現実のものとはなっていない。鑑別判定の変化が示唆しているのは、むしろ、要保護性にかかわる鑑別の思考枠組の狭まりと鑑別段階における選択肢の縮小である。この土台の上にある審判

⁽¹⁶⁾ 第150回国会参議院法務委員会会議録第5号(平成12年11月9日)13頁(竹村泰子質問に対する杉浦正健発言)。

⁽¹⁷⁾ その例として、田宮・廣瀬 2001:181-82を参照。この見解は今日でもなお維持されている(田宮・廣瀬 2009:205-06)。

決定の選択肢は、現実には、狭まっていると理解するのが自然である。⁽¹⁸⁾「保護処分を選択する場合」の「適正化」とは、要保護性に関する調査や鑑別の枠組の変化を含めて「保護処分を選択しない」こととほぼ同義となっている。

仮にそうであるとすれば、第二に、少年法における科学主義のあり方との関係で問題が生じる。従前、少年鑑別所による鑑別は、家庭裁判所調査官の社会調査とならんで、少年法の科学主義を体現するものと考えられてきた。しかし、鑑別判定の変化が佐藤ほかが示唆するような「常識的な市民感覚を基に推測」された「社会の許容性」の判断に基づくものであるとすれば、この「科学主義」は極めて脆弱なものである。原則・例外の思考の逆転をいうにしても同じである。なぜならば、ここで「科学的」であるはずの鑑別判定を決定的に支配しているのは事実ではなく「原則逆送」という価値——しかも議員立法による制度創出によっているという点では極めて政治的な価値——⁽¹⁹⁾だからである。⁽²⁰⁾

こうした指摘に対しては、鑑別判定の思考の順序やその枠組が変わっただけであり、個別的な資質鑑別の技法や方法、鑑別判定に至るまでの検討方法自体に変化はなく、「科学主義」が損なわれているわけではない、という反論がありうる。また、それに関連して、検察官送致が許容されうるか否かを判断するための調査や鑑別を行うために、調査や鑑別の対象はむしろ広がっており、緻密になっている、という主張もありうる。しかし、「原則逆送」の思考枠組がそれに適合しない情報の瑣末視を本当にもたらさないか、には疑問がある。さらに、科学主義が、「価値判断の前提となる資料や条件を分析し、問題を客観的に把握する為の実証性」(団藤ほか 1956 : 128) ⁽²²⁾をもつもの、あるいはそれを超えて「法の世界の外の者の見方を法の世界に導入するという機能」、「個の利益を集団のそれに優先させる志向、個に対する信頼の

⁽¹⁸⁾ 鑑別判定の審判決定別内訳に関する分析で確認したように、現実には、鑑別判定はかなりの程度審判決定を規定しているのである。

⁽¹⁹⁾ この点で、「5年後見直し」規定(附則(平成12年12月26日法律第142号)3条)の存在が、一定割合の逆送数を確保しなければ「自動的」逆送の導入に至るのではないかという憶測のもとで、却って実務運用の圧力として作用したということも考えられる。

⁽²⁰⁾ ここでの問題は、鑑別「判定」は究極的に価値から逃れうるのか、事実は価値の前提なく存立しうるものなのか、という根本的な問題とかかわりはあるが、それと同じレベルのものではない。また、鑑別における非行理解や個別処遇にあたっては価値選択が不可避となるという問題(安香 1981: 75-76、安香 1982: 1877-188)とも位相を異にしている。

⁽²¹⁾ 弁護士付添人活動の中では、「原則逆送」対象事件における鑑別結果通知書における処遇意見で「結果の重大性を強調して『原則どおり刑事処分相当』とする紋切り型の意見が多い」との指摘がある(日本弁護士連合会 2006a: 6-7、日本弁護士連合会 2006b: 24)。

傾向という視点から資料を収集し判断の可能性を示す機能」(神田橋 1990:11)を果たすことにあるのだとすれば、本来最も科学的な調査が必要とされる非行類型において先に「原則逆送」の枠組を用意し、その中で社会調査や資質鑑別を行うことは、やはり科学主義との間に厳しい緊張を生む。⁽²⁴⁾

このような重大な問題があるとするれば、第三に、「原則逆送」規定の法解釈に関する問題が生じる。20条2項の解釈論として、現在、多様な見解が示されている。⁽²⁵⁾このうちの多くが2000年法の施行直後に現れたこともあり、現在みられる解釈論は、社会調査や鑑別判定が従前と同様に行われることを暗黙の前提としており、家庭裁判所の審判段階のみを念頭において解釈論を展開していたといえる。しかし、本稿でその一端を垣間見たように、すでにこの暗黙の前提は崩れている。少なくとも、20条2項の規定を「原則逆送」と解釈するだけでは、立法提案者が「いささかも変更を加え」ないと考えていた領域での変化を食い止めることはできずに、却って、その変化を助長すらしうる。20条2項の立法趣旨に忠実であろうとすれば、鑑別判定や社会調査において「少年の性格、年齢、行状、環境等の事情をきめ細かく調査」という要請を、より積極的に解釈論に反映させる必要が生じる。

⁽²²⁾ 「科学性のない調査は客観性を失い易く盲目であるが、人間性尊重の精神を見失った調査は空虚であり危険である」(団藤ほか 1968:95、団藤ほか 1984:98)との記述が後に付け加えられることになったのは、この大前提があるがゆえのことであった。「少年鑑別所の標準運営」も、この意味での「科学性」を標準化する意味をも担っていたといえる。

⁽²³⁾ 歴史の早い段階から、プロベーションとならんで「科学的知識の臨床化」が「少年保護制度の生命」(市村 1954:51)と位置づけられてきたのは、この機能を意識してのことであったといえる。また、「鑑別結果通知書の様式改正について」(昭和28年10月26日法務事務次官通牒)が「各種の科学的知識の断片的な応用にとどまる心身の検査 (mental and physical examination) からさらに一歩進んで、実際に解決を必要とする問題をもつ少年に対し、その問題と関連して資質を明らかにし(diagnosis)、さらに、その問題の解決に最も有効適切な科学的処遇の方針を与えること(prognosis and treatment)」として鑑別を定義しているのも、同旨であると思われる。なお、この通牒の内容については、進藤 2004:46に拠った。

⁽²⁴⁾ このことが意味することは、実際上も小さくない。鑑別判定を経て作成される鑑別結果通知書は、刑事裁判においても活用される可能性がある。「原則逆送」事件は裁判員による裁判の対象となる。これをどう活用するかはなお課題として残されているが、個々の資質鑑別の結果や鑑別判定のプロセスで得られた情報は刑事裁判において全く意味をもたなくなり、鑑別結果通知書で示された結論のみが重要とされる可能性も小さくない。また、鑑別結果通知書は、審判や裁判が終結した後の矯正段階でも重要性をもち、処遇指針を与える役割を果たすが、「原則逆送」に枠づけられた鑑別でその役割を十分に果たすことができるかは疑問である。

⁽²⁵⁾ その概要については本庄 2005、正木 2006を特に参照。

4 むすびにかえて

本稿は、『矯正統計年報Ⅱ』掲載のデータに基づいて、鑑別判定に焦点を当て、2000年少年法改正が少年司法運営に与えた影響について検討した。本稿は、用いることができたデータの制約から、いわば間接証拠を検討したにすぎない。また、ここで数量的にとらえた鑑別判定の変化は、質的变化を示唆している。より直接に鑑別結果通知書の質的調査を包括的に行うことは、少なくとも法務省や裁判所の組織の外にある研究者にとっては困難であるが、現在数量的な把握も全く不可能な状況にある家庭裁判所調査官による社会調査とならんで、検証を行う必要性が極めて高い⁽²⁷⁾。

鑑別判定の変化の意味として考察した事柄との関係では、まず、Penal Populism⁽²⁸⁾の問題に関して、理論・実証の両面において、対象範囲を広げた検討が課題になろう。少年法の2000年改正が日本の厳罰化立法の先駆けとしてとらえられうるのであれば、厳罰化立法の提案者が変化を明示的に求めなかった領域、そして本来は刑罰的思考や法律的思考を「中和」する役割を果たすことが期待される人間行動科学の専門性の高い分野において、顕著な効果が生じているということは、厳罰化立法の契機や過程の問題だけでなく、それが法執行機関に受容され、場合によっては過剰な反応が生じるという立法後の作用の問題に目を向けさせる⁽²⁹⁾。

「原則逆送」制度そのものについては、立法時に前提とされた制度の基盤がすでに揺らいでいる状況にある。制度に関する根源的な立法論議が必要であるとともに、現行法の解釈論も前提となる事実の認識や評価を含める形で再構築することが不可欠である。この具体的な解釈論の提示については、今後の課題としたい。

⁽²⁶⁾ 本稿の分析に対しては、2000年代初頭に大きな変化をみせた犯罪類型は、元々対象数が少なく、数量的分析になじまないという批判がありうるところである。質的な統制が困難なデータを用いている点も含めて、本稿の分析には限界があり、この批判は甘受せざるをえない。しかし、逆に、この欠点を補って余りある包括的な質的調査や本稿の考察を覆しうる質的調査が、事後的な検証や追試の可能性を担保する形で存在しているわけではないことも、また事実である。

⁽²⁷⁾ 鑑別結果通知書を対象とする直接的な質的調査が存在しないわけではない(例えば、宇都宮ほか 2000、山入端 2003、山入端 2004、山入端 2007)。しかし、こうしたデータを用いることは一般には極めて困難である。少年司法運営が今後も科学主義を標榜するのであれば、検証可能性を担保するために、これらのデータに学術的なアクセスを許す仕組が不可欠である。

⁽²⁸⁾ 国際比較も含めた、Penal Populismの総合的な検討として、日本犯罪学会 2009を参照。

⁽²⁹⁾ これとの関連では、2003年に「原則逆送」事例に関する鑑別事例集が編纂され、鑑別実務の参照に供されていることも注目される。その存在については、相野ほか 2005: 145、末永 2009: 37を参照。

参考文献

- 相野伸次・西田利美・田邊範雅・國吉真弥 (2005)「改正少年法施行が収容鑑別に与えた影響について——宮崎少年鑑別所における各種統計指標を中心に——」九州矯正59巻1号 139-153頁
- 鮎川潤 (2005)「少年法改正とエビデンス・ベイズ・ポリシー」犯罪社会学研究30号20-31頁
- 石毛博 (2002a)「『原則逆送』への鑑別の立場からの対応」犯罪心理学研究40巻特別号 242-243頁
- 石毛博 (2002b)「非行問題の変質と鑑別の対応」刑政113巻6号16-23頁
- 石毛博 (2004)「収容鑑別の実際」犬塚石夫編『矯正心理学——犯罪・非行からの回復を目指す心理学——下巻 実践編』東京法令出版63-94頁
- 市村光一 (1954)『少年法概説』かんらん社
- 内田博文 (2008)『日本刑法学のあゆみと課題』日本評論社
- 宇都宮敦浩・山入端津由・大久保俊孝・田中哲人・藤本裕子 (2000)「鑑別結果通知書の内容分析——非行理解の仕方を中心として——」九州矯正54巻1号95-103頁
- 岡本英生 (2005)「少年法改正が実務に及ぼす影響と課題——観護措置・資質鑑別——」斉藤豊治・守屋克彦編『少年法の課題と展望第1巻』成文堂209-221頁
- 葛野尋之・正木祐史・本庄武・岡田行雄・刈野貴生・武内謙治・中川孝博 (2006)「『司法研修所編・改正少年法の運用に関する研究』の批判的検討」立命館法学307号327-420頁
- 神田橋條治 (1990)「家庭裁判所調査官の役割と技術」家庭裁判月報42巻2号1-16頁
- 近藤日出夫・太田玲子・出口保行・岸井篤史・中村統吾・櫻田香・櫻井秀夫 (2007)「重大事犯少年の実態と処遇 (第2報告)」法務総合研究所研究部報告35号
- 最高裁判所事務総局家庭局 (2006)「平成12年改正少年法の運用の概況——平成13年4月から平成18年3月——」家庭裁判月報58巻9号99-113頁
- 斉藤豊治 (2006)「統計から見た少年犯罪の動向と少年司法の運用」『少年法研究2——少年法改正の検討——』成文堂215-248頁
- 佐藤玉紀・吉村雅世・森山利昭・宮松美貴・渡辺智晃 (2005)「原則逆送制度対象少年の鑑別の在り方——事例の検討を通して——」九州矯正59巻1号242-251頁

⁽³⁰⁾ 「原則逆送」は今日、少なくとも次の問題を内在的にもっている。①「規範の覚えい」という立法目的は、「原則逆送」対象事件の当事者である少年の認識に関する調査結果 (園部ほか 2006、近藤ほか 2007) などからみて実証の裏づけを欠いている、②公開裁判である刑事手続にのせることで被害者の傍聴も可能になるという立法目的は、2008年の「少年法の一部を改正する法律」による被害者の審判傍聴制度の導入により存立基盤を失っている、③立法時に、公開で行われる刑事手続や刑事罰の弊害を避けるために少年法55条による移送制度を一層活用すればよく、刑事手続・刑事罰の弊害は「原則逆送」導入の障壁にはならないとの説明が行われていたが、2000年改正後「原則逆送」事件についてはより移送を難しくする運用があるといえ、「原則逆送」の適正な運用を担保するための前提が存在しない、④本稿で垣間見たように、「いささかも変更を加え」ないことが前提であった法改正の要保護性調査・鑑別の領域で変化が生じている、⑤立法時、「原則逆送」事件が裁判員裁判の対象となることは前提とされておらず、刑事手続で用いることができる証拠や資料、その用いられ方を含めて「逆送」により引き起こされる事柄が立法時と今日とでは大きく異なっている。

- 進藤眸 (2004)「鑑別の意義と役割」犬塚石夫編『矯正心理学——犯罪・非行からの回復を目指す心理学——下巻 実践編』東京法令出版45-63頁
- 末永清 (2009)「少年鑑別所の軌跡——鑑別の60年——」刑政120巻 8号28-37頁
- 園部典生・近藤日出夫・出口保行・大場玲子・小島まな美・中村統吾・小國万里子・清水大輔・橋本俊介 (2006)「重大事犯少年の実態と処遇」法務総合研究所研究部報告31号
- 田宮裕・廣瀬健二編 (2001)『注釈少年法〔改訂版〕』有斐閣
- (2009)『注釈少年法〔第3版〕』有斐閣
- 団藤重光・内藤文質・森田宗一・四ッ谷巖 (1956)『少年法』有斐閣
- 団藤重光・森田宗一 (1968)『新版少年法』有斐閣
- (1984)『新版少年法〔第二版〕』有斐閣
- 長岡哲次・入江猛・溝口禎久・大森直子 (2006)『改正少年法の運用に関する研究』法曹会
- 日本犯罪社会学会編 (2009)『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』現代人文社
- 日本弁護士連合会 (2006a)「「改正」少年法・5年後見直しに関する意見書」
[http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/060316_3_1.pdf]
- (2006b)「「改正」少年法・5年後見直しに関する意見書【別冊】」
[http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/060316_3_2.pdf]
- 本庄武 (2005)「少年法は厳罰主義を採用したと解すべきか——法解釈論への招待を兼ねて——」一橋論叢133巻 4号96-118頁
- 正木祐史 (2006)「20条2項送致の要件と手続」葛野尋之編『少年司法改革の検証と展望』日本評論社23-48頁
- 安香宏 (1981)「調査と鑑別」朝倉京一・佐藤司・佐藤晴夫・森下忠・八木國之編『日本の矯正と保護第2巻少年編』59-76頁
- (1982)「心身鑑別の理論と技術」平野龍一編『講座「少年保護」第2巻少年法と少年審判』大成出版社178-195頁
- 山入端津由 (2003)「少年鑑別所作成の「鑑別結果通知書」における非行分析モデルの研究 (1)」いわき明星大学人文学部研究紀要16号47-60頁
- (2004)「少年鑑別所作成の「鑑別結果通知」における分析モデルの研究(2)」いわき明星大学人文学部研究紀要17号139-149頁
- (2007)「少年鑑別所作成の「鑑別結果通知書」における非行分析モデルの研究 (3)——「抛り所」をキーワードとした非行過程の分析——」いわき明星大学人文学部研究紀要5号50-62頁
- 山崎朋亮 (2002)「改正少年法の実務上の諸問題——少年法20条2項事件処理上の留意点——」調研紀要74号40-48頁